

# 大阪市立育和小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自ら学び、自ら考える子。ちがいを認め合い支えあう子。ねばり強く最後までやりぬく子。いのちを大切にし、たくましく生きる子。」育成のために「育和小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組  
(教職員・児童の意識改革についての方策等)について
- ② 未然防止・早期発見のための取組について
- ③ 家庭・地域との連携について

## 3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

### (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 学習規律の確立や配慮を要する児童への対応で重要な点について
- ② 相互公開授業等「わかる授業」づくりにおいての具体的な取組について
- ③ 指導力の向上に関する取組について

### (2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組について
- ② 友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることのできる集団づくりについて
- ③ 児童を認め、讃める指導を充実させるための取組について

### (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳教育や学級活動の充実を図る取組について
- ② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組について
- ③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導について
- ④ 情報モラルに関する取組について

## 4. いじめの早期発見についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童観察の充実と情報の共有化について  
(ささいな変化に気づくことができる体制づくりについて)
- ② 変化の記録（5W1H）について
- ③ アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施について
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用について
- ⑤ 外部機関との連携について
- ⑥ いじめ相談窓口の周知について

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制について
- ② 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくりについて  
(情報の共有化・教職員の連携等)
- ③ 被害児童の保護、加害児童への指導について
- ④ 警察などの関係機関との連携について
- ⑤ 家庭・地域との連携について
- ⑥ ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用について

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

<構成> 管理職・生活指導部長・学年主任・養護教諭等

※ 事案に応じて、担任等を加える。

- <役割>
- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
  - ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
  - ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

## 【年間計画】

- ・委員会の実施時期、回数、アンケートの実施・活用、研修会について

### 【調査】

児童対象いじめアンケート調査 年3回（7月・12月・2月）

### 【研修会】

- ・人権教育講演会（8月）
- ・人権教育実践交流会（11月）
- ・生活指導研修会（12月）

## （2）保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発について
- ② 学校協議会への提案・協力体制について
- ③ 委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請について

## （3）取組内容の検証

- ① P D C A サイクルの活用や「運営に関する計画」との関連について
- ② 取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関する改善方法について

## 7. 重大事案への対処

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ① 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）について
- ② 調査組織の設置や事実関係の明確化について
- ③ 被害児童生徒及びその保護者への適切な情報提供について
- ④ 教育委員会への報告について

## いじめ発見の際の流れ

